

第四章 環境影響評価

● 東京都環境影響評価条例

昭和五五年一〇月二〇日
条例 第九六号

改正

平成七年三月一六日条例第三二二号
平成一〇年一二月二十五日条例第一〇七号
平成一二年一〇月一三日条例第一七九号
平成一四年七月三日条例第一二七号

東京都環境影響評価条例を公布する。

東京都環境影響評価条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 計画段階環境影響評価の手続
- 第一節 環境配慮書の作成等（第十一条—第十五条）
- 第二節 環境配慮書に関する周知及び意見（第十六条—第二十条）
- 第三節 環境配慮書審査意見書の作成等（第二十二条—第二十八条）
- 第四節 事後調査の手続（第六十五条—第六十八条）
- 第五章 審議会（第六十九条—第七十五条）

第四節 計画段階環境影響評価の手続において評価書案の作成等に相当する環境影響評価を行う場合の特例（第二十

九条—第三十六条）

第五節 対象計画の変更等（第三十七条—第三十九条）

第三章 事業段階環境影響評価の手続

第一節 調査計画書の作成等（第四十条—第四十三条）

第二節 調査計画書に関する周知及び意見（第四十四条—第四十五条规定）

第三節 調査計画書審査意見書の作成等（第四十六条—第四十七条规定）

第四節 評価書案の作成等（第四十八条—第五十一条）

第五節 評価書案に関する周知及び意見（第五十二条—第五十六条）

第六節 評価書案に係る見解書の作成等（第五十五条—第五十六条）

第七節 評価書案審査意見書の作成等（第五十七条）

第八節 評価書の作成等（第五十八条—第六十一条）

第九節 対象事業の変更等（第六十二条—第六十四条）

第六章 法の対象事業に係る手続等

第一節 第二種事業に係る判定手続（第七十六条—第七十八条）

条)

第二節 方法書に係る知事の意見書の作成（第七十九条—第八十二条）

条)

第三節 準備書に係る知事の意見書の作成（第八十四条—第八十七条）

第四節 法対象事業に係るその他の手続（第八十八条）

第七章 雜則（第八十九条—第九十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境影響評価及び事後調査の手続に関し必要な事項を定めることにより、計画の策定及び事業の実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等（以下「環境の保全」という。）について適正な配慮がなされることを期し、もつて都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

（平一四条例一二七・一部改正）

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 環境影響評価 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行うとともに、これらを行う過程において、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を予測し、及び評価することをいう。

二 計画段階環境影響評価 個別計画又は広域複合開発計画（以下「対象計画」という。）の策定に際し、環境影響評価を行うことをいう。

三 事業段階環境影響評価 対象事業の実施に際し、環境影響評価を行うことをいう。

四 事後調査 対象事業に係る工事の施行中及び完了後に当該対象事業が環境に及ぼす影響について調査することをいう。

五 対象事業 別表に掲げる事業でその実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとしてその内容及び規模が東京都規則（以下「規則」という。）で定める要件に該当するものをい

う。

六 個別計画 単数の別表に掲げる事業であつて、その内容及び

D 「都令⑨X三七八〇～一」

事が定める地域をいう。

規模が規則で定める要件に該当するものに係る計画のうち、当該事業の実施場所、規模その他規則で定める基本的な事項を定める計画（広域複合開発計画を構成する事業に係る計画を含む。）をいう。

七 広域複合開発計画 規則で定める面積以上の地域において、複数の別表に掲げる事業について実施（異なる時期の実施を含む。）を予定し、その実施が複合的かつ累積的に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発計画であつて、対象地域、規模その他規則で定める基本的な事項を定める計画をいう。

八 事業者 対象計画を策定しようとする者又は対象事業を実施しようとする者若しくは対象事業を実施する者が定まつていない場合にあつては知事が対象事業を実施しようとする者であると認める者をいう。

十四 許認可権者 許認可等の権限を有する者をいう。
(平一〇条例一〇七・平一四条例一二七・一部改正)

(知事の基本的責務)

第三条 知事は、良好な環境を保全し、もつて都民の健康で快適な生活を確保するため、この条例に定める手続が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(調査等の方法の研究等)

九 計画段階関係地域 事業者が対象計画を策定しようとする地域及びその周辺地域で当該対象計画に基づく事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域として、第十三条及び第三十条第一項の規定により知事が定める地域をいう。

十 事業段階関係地域 事業者が対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域として、第四十九条第一項の規定により知事が定める地域をいう。

十一 計画段階関係区市町村長 計画段階関係地域を管轄する特別区の区長及び市町村長をいう。

十二 事業段階関係区市町村長 事業段階関係地域を管轄する特別区の区長及び市町村長をいう。

十三 許認可等 法令又は条例に基づく許可、認可、特許、免許、指示、命令、承認、確認、届出の受理その他これらに類する行為又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定による都市計画の決定（変更を含む。以下同じ。）をいう。

（資料の公開）

第五条 知事は、都民（東京都の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体を含む。以下同じ。）、事業者並びに特別区の区長及び市町村長に、この条例に定める手続の実施に関し必要な資料を開示し、又は提供するよう努めなければならない。

（区市町村長との連携）

第六条 知事は、この条例の施行に当たつては、特別区の区長及び市町村長と緊密な連携を保ち、その理解と協力を求めるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第七条 事業者は、対象計画の策定及び対象事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮をするため、その責任と負担において、この条例に定める手続を誠実に履行しなければならない。

（平一四条例一二七・一部改正）

（都民の責務）

第八条 都民は、この条例に定める手続の実施に積極的に参加し、環境影響評価の制度の適正な運営に協力しなければならない。

（環境影響評価の項目）

第九条 環境影響評価の項目は、公害の防止、生活環境、自然環境、歴史的環境、人と自然との豊かな触れ合い、環境への負荷等

（環境配慮書の作成）

について、規則で定めるもののうちから選択するものとする。

（平一四条例一二七・追加）

（技術指針の作成）

第十条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象計画の策定及び対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために必要な調査等についての項目、方法、範囲その他の事項について、技術上の指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

2 技術指針については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定が行われなければならない。

3 知事は、技術指針を定め、又は改定しようとするとときは、東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）の意見を聽かなければならぬ。

4 知事は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公示しなければならない。

（平一四条例一二七・追加）

第二章 計画段階環境影響評価の手続

第一節 環境配慮書の作成等（平一四条例一二七・追加）

D [都令⑨K三七八〇～二]

画が新条例第二条第二号に規定する対象計画に相当するものであるときは、事業者は、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、当該既定計画に基づく対象事業のうち当該変更に係る部分について新条例第三章又は第四章の規定が適用される場合は、この限りでない。

8 知事は、前項の規定による届出があつた既定計画の変更について環境の保全上特に必要があると認めるときは、新条例第二章の適用について事業者と協議するものとする。

9 前項の規定にかかわらず、附則第七項の規定による届出があつた既定計画が都市計画法第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十二条第一項の規定により都市計画に定められているものであるときは、当該既定計画の変更に係る部分について、新条例の規定による対象計画の策定とみなし、新条例第二章の規定を適用する。

別表 対象事業（第二条関係）（平一〇条例一〇七・一部改正）

一 道路の新設又は改築

二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダム、湖沼水位調節施設若しくは放水路の新築又は堰の新築若しくは改築

三 鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良

四 飛行場の設置又は変更

五 発電所又は送電線路の設置又は変更

六 ガス製造所の設置又は変更

七 石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更

八 工場の設置又は変更

九 終末処理場の設置又は変更

十 廃棄物処理施設の設置又は変更

十一 埋立て又は干拓

十二 ふ頭の新設

十三 住宅団地の新設

十四 高層建築物の新築

十五 自動車駐車場の設置又は変更

十六 卸売市場の設置又は変更

十七 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

十八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

十九 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業

二十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第六項に規定する工業団地造成事業

二十一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業

二十二 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業

二十三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

二十四 都市計画法第四条第十項に規定する第二種特定工作物の設置又は変更

二十五 建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成（前各号に掲げるものに係る土地の造成を除く。）

二十六 土石の採取又は鉱物の掘採

二十七 前各号に掲げるもののほか、これらの事業と同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で規則で定めるもの